

群馬県水産試験場における研究費の運営管理要領

平成21年2月19日制定

平成27年4月1日改定

平成29年3月22日改定

令和3年3月18日改定

令和4年3月28日改定

(目的)

第1 本要領は、群馬県水産試験場（以下「場」という。）に所属する研究員が、農林水産省等が配分する研究資金（以下「研究費」という。）について、その運営・管理に係る必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

(責任体系)

第2 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

(1) 最高管理責任者（場長）

場全体を統括し、補助金の運営・管理について最終責任を負う。

最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って補助金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者（次長（総務係長））

最高管理責任者を補佐し、場全体の補助金の運営・管理を行う。

(3) コンプライアンス推進責任者（主席研究員）

コンプライアンス教育や啓発活動の実施・受講管理、研究データ等の保存・開示、補助金の管理・執行状況のモニタリング・改善指導を行う。

(4) 水産環境係長、生産技術係長、川場養魚センター長

水産環境係長、生産技術係長、川場養魚センター長は、係、センターにおける研究費の運営・管理を行う。

(研究費に関する相談窓口)

第3 場内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

(1) 研究費に関すること。（主席研究員）

ア 外部機関等との連絡調整に関すること。

イ 研究成果等に関すること。

(2) 研究費の事務処理に関すること。（総務係）

ア 外部機関との委託・受託契約に関すること。

イ 各経費の予算に関すること。

ウ 場内における具体的な会計事務に関すること。

(不正防止計画の策定・実施)

第4 最高管理責任者は、不正行為発生の可能性を最小にし、場全体の視点から見直しを行うリスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会委員は、統括管理責任者を中心にコンプライアンス推進責任者、水産環境係長、生産技術係長、川場養魚センター長とし、事務局は総務係に置くものとする。

また、委員会は不正等防止計画を策定し、最高管理責任者に報告するとともに各 なお、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(研究費の不正行為に関する対応)

第5 研究費の不正行為に関する対応

(1) 研究費の不正行為に関する受付窓口

場内外からの研究費の不正使用や不正経理等（以下「研究費の不正行為」という。）に関する通報や告発に対する受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

受付窓口は、「群馬県水産試験場研究活動の不正行為への対応に関するガイドライン」（平成21年2月19日制定）（以下「ガイドライン」という。）第7条に定める窓口とする。

(2) 研究費の不正行為に関する調査

研究費の不正行為の通報があった場合は、ガイドラインに則って処理するものとする。

(3) 研究費の不正行為に関する再発防止計画の策定・実施

不正行為と認めた場合、委員会は、再発防止計画を策定し、実施する。

(4) 研究費の不正行為に関する懲戒等の処分及び処分の公表

不正行為と認めた場合、最高管理責任者は、ガイドラインに則って処理するものとする。

(内部監査)

第6 内部監査員は最高管理責任者が指名する。

内部監査員は、研究費の適正な運営・管理のため、委員会の協力を受けて不正防止計画に基づき、定期的に内部監査を実施する。

附則

この要領は、平成21年2月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。